

平成31年度予算

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費について

消費税8%への引き上げに伴う地方消費税交付金の増収分(社会保障財源化分)については全て社会保障経費の財源とし、その充当について予算の説明資料等において明らかにすることとされましたので、以下のとおり明示します。

歳入 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 48,000 千円
歳出 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 1,032,803 千円

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	村債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	障害者福祉事業	222,572	千円 164,684	千円	千円 1	千円 5,630	千円 52,257
	高齢者福祉事業	6,747			184	638	5,925
	児童福祉事業	481,363	294,550		30,817	15,172	140,824
	小計①	710,682	459,234		31,002	21,440	199,006
社会保険	国民健康保険事業	47,644	30,525			1,665	15,454
	介護保険事業	113,414	1,209			10,912	101,293
	小計②	161,058	31,734			12,577	116,747
保健衛生	健康診査等事業	21,021				2,044	18,977
	予防接種事業	21,916	33			2,128	19,755
	後期高齢者医療事業	118,126	17,240			9,811	91,075
	小計③	161,063	17,273			13,983	129,807
合計(①+②+③)		1,032,803	508,241		31,002	48,000	445,560

※ 事業費からは、事務費及び人件費を控除しています。

※ 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分の上、充当しています。